

低入札価格調査制度及び最低制限価格制度の改正について

1 制度の対象金額の見直し

解体工事、土木系機械設備工事及び土木系電気設備工事、営繕系機械設備工事及び営繕系電気設備工事を除く工事について、設計金額 3,000 万円以上を低入札価格調査制度、設計金額 3,000 万円未満を最低制限価格制度の対象工事とします。

土木一式、建築一式工事等（解体工事、機械及び電気設備工事を除く工事）

設計金額	200 万円	1,000 万円	3,000 万円
旧	制度なし	最低制限価格制度	低入札価格調査制度
新	制度なし	最低制限価格制度	低入札価格調査制度

解体工事、機械及び電気設備工事（変更なし）

設計金額	1,000 万円	
変更なし	制度なし	低入札価格調査制度

2 低入札価格調査制度

(1) 調査基準価格算定式の改正

直接工事費の額に係る率分を 10 分の 9.7 から 10 分の 10 へ、一般管理費の額に係る率分を 10 分の 6.8 から 10 分の 7 へ変更し、併せて、上下限値を廃止します。なお、調査基準価格の切り上げ（10 万円未満切り上げ）及び低入札価格調査判断基準に変更はありません。

		新	旧
調査基準価格	算定式	$\text{直接工事費} \times \frac{10}{10}$ $+ \text{共通仮設費} \times \frac{9}{10}$ $+ \text{現場管理費} \times \frac{9}{10}$ $+ \text{一般管理費} \times \frac{7}{10}$	$\text{直接工事費} \times \frac{9.7}{10}$ $+ \text{共通仮設費} \times \frac{9}{10}$ $+ \text{現場管理費} \times \frac{9}{10}$ $+ \text{一般管理費} \times \frac{6.8}{10}$
	上下限値	＝	入札書比較価格の 10 分の 7.5～10 分の 9.2
判断基準額		調査基準価格 \times 10 分の 9.8	調査基準価格 \times 10 分の 9.8

(2) 算出例（下線部が改正箇所）＜土木系工事の場合＞

①調査基準価格

(円)

	設計金額		計算式	
直接工事費の額	18,097,097	$\times \underline{10/10}$	18,097,097	小数点以下切捨て
共通仮設費の額	2,098,000	$\times 9/10$	1,888,200	小数点以下切捨て
現場管理費の額	5,817,000	$\times 9/10$	5,235,300	小数点以下切捨て
一般管理費の額	4,808,903	$\times \underline{7/10}$	3,366,232	小数点以下切捨て
工事価格	30,821,000		28,586,829	端数調整前
		①調査基準価格	28,600,000	10万円未満切上げ

②判断基準額

$$28,600,000 \times 0.98 = 28,028,000 \text{ (円)}$$

3 最低制限価格制度

(1) 最低制限価格算定式の改正

直接工事費の額に係る率分を10分の9.7から10分の10へ、一般管理費の額に係る率分を10分の6.8から10分の7へ変更し、併せて、算定式の全体に乗ずる10分の9.8及び、上下限値を廃止します。なお、最低制限価格の切り上げ（1万円未満切り上げ）に変更はありません。

		新	旧
最低制限価格	算定式	$\underline{\text{直接工事費} \times 10 \text{ 分の } 10}$ $+ \text{共通仮設費} \times 10 \text{ 分の } 9$ $+ \text{現場管理費} \times 10 \text{ 分の } 9$ $+ \text{一般管理費} \times \underline{10 \text{ 分の } 7}$	$(\text{直接工事費} \times 10 \text{ 分の } 9.7$ $+ \text{共通仮設費} \times 10 \text{ 分の } 9$ $+ \text{現場管理費} \times 10 \text{ 分の } 9$ $+ \text{一般管理費} \times 10 \text{ 分の } 6.8)$ $\times 10 \text{ 分の } 9.8$
	上下限値	二	$(\text{入札書比較価格の}$ $10 \text{ 分の } 7.5 \sim 10 \text{ 分の } 9.2)$ $\times 10 \text{ 分の } 9.8$

(2) 算出例（下線部が改正箇所）＜土木系工事の場合＞

(円)

	設計金額		計算式	
直接工事費の額	5,486,169	$\times \underline{10/10}$	5,486,169	小数点以下切捨て
共通仮設費の額	2,098,000	$\times 9/10$	1,888,200	小数点以下切捨て
現場管理費の額	5,817,000	$\times 9/10$	5,235,300	小数点以下切捨て
一般管理費の額	2,734,831	$\times \underline{7/10}$	1,914,381	小数点以下切捨て
工事価格	16,136,000		14,524,050	端数調整前
			14,530,000	1万円未満切上げ

4 適用基準日

令和8年4月1日以降、公告又は指名通知する工事から適用する。